総務省（関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例（提案に至った背景等）	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等（支障の原因となっている規定等）	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉	
	区分	分野													追加団体名	支障事例
141	B　地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	○	マイナンバーカード交付事務に係る職員人件費を補助対象に加え、実支出額を補助すること	マイナンバーカード交付事務に関し職員人件費を補助対象に加えるとともに、補助金については全て実支出額とすることを求める。	マイナンバー制度は常に制度改正が行われ、新しい事務が次々に増加し続けており、自治体は窓口体制の強化等を強いられている。 国はマイナンバーカード交付事務費補助金を活用し対処することを想定しているが、どれだけ委託化を行っても権限等の関係から市職員が必ず関与することとなる。この職員の経費については、時間外手当等を除き補助対象外となっており、地方交付税において一部が算入されているが、全く充足されるものではなく、増え続ける事務を行う職員の経費を市町村が負担する必要がある。加えて補助金は事業実施後に交付されるため、市町村による財政負担が大きい。 更に、マイナンバーカード交付事務費補助金はその基準額が事業実施前には示されないため、市町村は一般財源からの費用捻出を避けるため、積極的な活用ができず、結果として市町村にも住民にも負担が生じる事態となっている。 マイナンバーカード交付事務費補助金について、職員人件費も補助対象に含め、すべて実支出額とすることで、これらの問題の一部が解決できるものと考える。	—	市町村の財政負担が軽減されるほか、効果的な事業を積極的に行うことができ、住民サービスの向上、職員の負担軽減が図れる。	マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱	総務省	川口市	—	花巻市、仙台市、さいたま市、銚子市、松戸市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、笠岡市、高松市、松山市、新居浜市、佐世保市、熊本市	○当市においても職員の負担は増加しているため、職員の人件費も実支出額を補助対象とすべきと考える。 ○特急発行や振り仮名対応等で業務量が増え、会計年度職員や任期付職員を増員するものの最終は正規職員の確認等が必要であり、正規職員の人件費が補助対象になると人事異動で配属しやすくなるため、ミスのない安定した運営につながる。
280	B　地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	○	マイナンバーカード及びその電子証明書の更新等の手続を住民自ら行える環境の整備	マイナンバーカードや電子証明書の発行、更新、券面変更などの手続を銀行のATMやスーパーのセルフレジのように、機械ですべて完結できるようにすること（最終的にはスマホで完結できるようにすること）を求める。 機械ですべて完結できない場合、上記手続に係る一連の業務をJ-LISに委託可能とし、国が設置した機械において、J-LIS職員やAI等が遠隔で本人確認等を行う環境を整備すること。 上記対応が困難であっても、カードの新規発行時に対面で本人確認を行っているため、少なくともカードや電子証明書の更新時における本人確認をJ-LISへ委託可能とできるのではないか。	【支障】 事務が複雑なうえ、事務に用いる「統合端末」の操作方法も複雑であるため、窓口職員の作業負担が増えている。 令和9年度までは「電子証明書の更新」が増加し、窓口は繁忙となっており、令和11年度以降は「カードの更新」が増加し、窓口が繁忙になる見込みである。 マイナンバーカードや電子証明書の更新は任意であるが、医療機関での資格確認をマイナ保険証を基本とするなど、マイナンバーカードの保有が実質義務化され、ほぼすべての国民は手続をしなければならない。 事務も機器操作も複雑であるため窓口職員は多くの知識と技能、注意力を求められるが、ヒューマンエラーを100%避けることはできない。 【提案の背景】 令和５年の郵便局事務取扱法の改正により、市町村の指定した郵便局に設置されたビデオ会議システムを通じて、市町村職員が遠隔で本人確認を行う運用となっているところ、国が設置したビデオ会議システムの機能を備えた機械を通じて、J-LIS職員が遠隔で本人確認を行うことも可能ではないか。 本人確認を委託することについては、J-LIS職員による公権力の行使の可否が課題になると考えられるが、J-LISが国と地方が共同で管理する法人であること、住基法や番号法等に係る事務の委託を受けている実績を踏まえれば、委託範囲を拡大することも検討できるのではないか。 【支障】に記載したとおり、市町村の現場では特に電子証明書やカード更新にあたって、窓口の負担が相当に大きくなることも懸念される中、J-LISへの委託範囲の拡大や業務の機械化を通じた負担軽減策が早急に求められていることを踏まえ、柔軟な対応をお願いしたい。	—	ヒューマンエラーを限りなくゼロにできる。 「職員の昼休みだから窓口を開けられない」ということがない。 職員人件費を大幅に削減できる。 大量に、各地に設置することで好きな時間に手続ができる、待ち時間が少なくなるなど、住民の利便性が向上する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2、第17条 電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条	デジタル庁、総務省	松山市	—	花巻市、いわき市、日立市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、寝屋川市、尼崎市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市、佐世保市	○申請者本人がATMやセルフレジもしくはスマホのような端末により自分で申請から交付まで手続きを完結させることが可能になるのであれば、申請者も市区町村職員も事務負担が軽減されると考える。 ○事務が複雑なうえ、事務に用いる「統合端末」の操作方法も複雑であるため、窓口職員の作業負担が増えている。令和9年度までは「電子証明書の更新」が増加し、窓口は繁忙となっており、令和11年度以降は「カードの更新」が増加し、窓口が繁忙になる見込みである。 ○当市においても、今後、電子証明書更新、カード更新の対象件数が増大することが予想され、来庁せずにこれらの手続きを終えることができるような仕組みが構築されれば市民、職員の負担の軽減につながる。
325	B　地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	×	マイナンバーカード交付事務費補助金の補助対象要件の緩和	マイナンバーカード交付等に従事する正規職員の人件費を、マイナンバーカード交付事務費補助金とするよう要望する。 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱の「報酬、給料、共済費については、会計年度任用職員及び任期付き職員へ支給されるものに限る。」という規定を削除する又は臨時交付窓口の補助対象経費の箇所に正規職員の報酬、給料、共済費を追加することで、正規職員の人件費が対象となるよう要望する。	制度開始当初は会計年度任用職員による体制で業務の遂行を行っていたものの、カードの普及に伴う事務増加による会計年度任用職委員の増員や度重なる制度改正に対応するためにマイナンバーカード交付事務をマネジメントする人材が必要となり、令和3年度からは各区役所に1名ずつ計16人のマイナンバーカード交付事務専任の課長補佐級正規職員を配置している。 現在、マイナンバーカードの保有率が約8割に達し、健康保険証や運転免許証との一体化に加え、今後は在留カードとの一体化など、更なるカードの利用場面の増加が予測される中、カード及び電子証明書の更新等諸手続きについては、窓口来庁を要することが規定されているため、住民にとっての負担、市町村窓口の混雑に繋がっている。 既存の体制ではカードの更新需要等に十分に対応することができないため、総務省において推進しているカード交付・更新拠点の拡充等を行っているところであるが、臨時交付窓口の設置・運営、委託事業者の管理・指導、代理交付など困難事例への対応について会計年度任用職員のみで対応することが困難である。臨時交付窓口の円滑な運営を行うために、新たに専任の正規職員の確保が必要となったため、令和7年度に2人、令和8年度にも2人の正規職員を増員し、区役所に設置している正規職員とあわせて市の財政を圧迫している。 任期付き任用職員にかかる経費は補助対象として認められているものの、窓口の運営業務、マイナンバーカード交付事務、会計年度任用職員の人事労務、委託事業者の管理監督業務、市の財務事務等に精通した職員を外部から登用するのは困難であることから、市町村が無理なく交付体制の強化を図れるようマイナンバーカード交付事務専門の正規職員、少なくとも臨時交付窓口に配置する専門の正規職員ついては、補助対象とするよう求めるもの。	今後、全国的にマイナンバーカード及び電子証明書の更新のピークが続くことが予測されており、市町村窓口の大変な混雑が予想される。 仕事や学校などの都合で、区役所が開庁している平日に来庁が難しく、便利な拠点での平日夜間や休日の対応を求める声も多くある。	カード交付等に従事する正規職員の人件費について、マイナンバーカード交付事務費補助金を充てることができれば、より一層カード交付・更新拠点の拡充を推進することができ、市民の利便性向上に繋がるものと考えられる。	マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱（別紙1） 住民基本台帳事務処理要領第2－4－(1) 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3－2、第4－3－(1)、第7－2、第10－6 公的個人認証サービス事務処理要領第2－1－(1)、第3－1－(1)	総務省	指定都市市長会	—	花巻市、さいたま市、松戸市、厚木市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市	○当市も職員の負担は増加。職員の人件費も実支出額を補助対象とすべきと考える。 ○実際の人件費に対する補助ではなく、人口規模等に応じて金額を設定するような制度設計とすることを要望する。 ○従来どおり、マイナンバーカード交付等業務を継続して補助対象とすることを求める。